

事案書（ ☒ 経営会議 ☐ 調整会議)

開催日：平成26年 1月28日（火）

担当課：総務部 人財課

件 名：大和市消防長及び消防署長の任命資格を定める条例の制定について	
提出理由：第3次一括法の施行により消防組織法が改正されたことに伴い、消防長及び消防署長の任命資格を条例に定める必要が生じたことから、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景 - 消防長及び消防署長の任命資格は、消防組織法に基づいて、昭和34年から、「市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令」（以下「政令」と言う。）に規定されてきた。 - 平成21年8月の政令の改正では、任命資格が拡大され、消防長の任命資格の一部を条例で定めることが可能となった。 - 政令の改正を受け、本市では平成21年9月に「大和市消防長の任命資格を定める条例」（以下「現行条例」と言う。）を制定し、任命資格の一部を規定した。 - 平成25年6月、第3次一括法が施行され、消防組織法の一部が改正されたことに伴い、消防長及び消防署長の任命資格は、市町村が国の基準を参酌し、条例で定めることとなった。 2. 条例制定の考え方 - 本市では、政令の規定及び現行条例の規定により支障なく消防組織を運営してきたことから、これまでは政令に定められていた基準を現行条例に加える形とする。 - 消防署長の任命資格を新たに追加することなどから名称変更を含め現行条例の全部改正という形式を採る。	3. 条例の骨子 (1) 消防長の任命資格（5項目） 【政令基準どおり】3項目 - 消防署長等の職に1年以上 - 消防団長の職に2年以上 - 行政職の部長職等に2年以上 【現行条例から引続く規定】2項目 - 消防本部の課長等の職に2年以上 - 行政職の課長職等に3年以上 (2) 消防署長の任命資格（3項目） 【政令基準どおり】3項目 - 消防司令以上の階級に1年以上 - 消防司令補以上の階級に3年以上 - 消防団の副団長等の職に3年以上 (3) 施行日 平成26年4月1日 4. 県内各市の状況 - 秦野市 平成25年12月議会可決 - その他 平成26年2月議会以降上程予定
経 過 S34.6「市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令」施行 H21.8 政令の一部改正により消防長の任命資格の一部を条例で定めることが可能となる H21.9「大和市消防長の任命資格を定める条例」施行 H25.6 第3次一括法施行	今後の予定 H26. 2 議案上程 H26. 4 条例施行